浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置計画の変更認可申請について

2010年12月27日

当社は、本日、原子炉等規制法*第43条の3の2第3項の規定に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を経済産業大臣に提出しましたので、お知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

【廃止措置計画変更認可申請の内容】

- (1)廃止措置対象施設内で 3、4、5 号機または廃止措置対象ではない共用設備に係る工事を実施する場合の責任分担等を廃止措置計画書にも明確に記載します。
- (2)解体工事準備期間中に管理区域内において廃止措置対象施設の設備・機器等を他の原子炉施設等で使用することを目的とした取り外し工事を実施する場合の確認事項を明確化します。
- (3)放射性液体廃棄物の処理に関する記載を変更します。
- ※ 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」 といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災 害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

以上